

「大学設置基準等改正への意見」

提出者：東京私大教連（東京地区私立大学教職員組合連合）

中央執行委員長 内藤 光博

住所：東京都新宿区高田馬場 2 - 5 - 23 第1桂城ビル 3階

電話：03（3208）8071

【意見】

改正案に反対する。

標記の改正案は、大学キャンパスを教育・研究の場にふさわしく充実させる方向で検討されたものではなく、構造改革特区における規制緩和策を全国化するという方針、ただそのことのみを理由として策定されたものである。

それは改正案策定に至る経過からも明らかである。2002年3月29日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」における「施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選する」という方針のもとで、2004年4月には、構造改革特区において、株式会社立大学の設置が認められるとともに、中心市街地や駅前など用地確保が難しい場所に大学を設置できるように空地・運動場要件が撤廃された。そして、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする」という構造改革特別区域基本方針にもとづき、今回の改正案は策定されている。

ところが、「平成21年度の特区評価における調査結果」では、学生から、「休息するスペースが少なく息苦しい」「狭い」「空地の代わりに空き教室というのは釣り合いがとれない」、抱いていた大学生活のイメージと違い「大学生活を送っているというより専門学校に通っているような気がして、あまり良い印象が持てなかった」「気軽に運動ができない」「部活動やサークル活動等の課外活動が阻害される」「災害時に避難する場所がなく不安だ」などの不満の声が上っている（中教審大学分科会大学教育部会（第2回／2011年6月28日）配布資料より）。こうした学生の意見に耳を傾けるならば、全国化すべきではないことは明らかである。

改正案は、空地については「できる限り開放的であること」、運動場については「様々な運動が可能で、多くの学生が余裕を持って利用できること」といった条件を加えてはいるが、きわめて抽象的であり、実効性に何ら保障がない。

中教審大学分科会が取りまとめた「大学のキャンパスに求められる機能・役割について」で指摘されているとおり、空地および運動場を含む大学のキャンパスは、知的、

道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の重要な構成要素である。また、災害時における一時避難所、救済・救援の拠点となり得る重要な機能も有している。改正案は、こうしたキャンパスの機能・役割を否定するものにほかならない。

構造改革特区における株式会社立大学の実例を踏まえれば、そこで緩和された設置基準を全国化するという改正案は撤回すべきである。

以 上